

用途廃止について

法定外公共物を用途廃止するには様々な条件があります。

書類を準備される前に、用途廃止をすることができるかどうか事前にお問い合わせください。

用途廃止申請書提出書類一覧

次の書類を3部（1部は原本、残り2部は副本）提出してください。

- ① 用途廃止申請書
- ② 位置図
- ③ 公図
- ④ 平面図、丈量求積図及び横断面図
- ⑤ 利害関係人の意見書（改良区等の同意書）
- ⑥ 隣接土地所有者承諾書（印鑑証明書原本添付）
- ⑦ 境界確認書（写）
- ⑧ 申請者および関係者の土地の登記事項証明書
- ⑨ 代替施設を設置した場合は寄付申込書
- ⑩ 現況写真 → 該当部分を赤色で囲むなど、わかりやすくすること

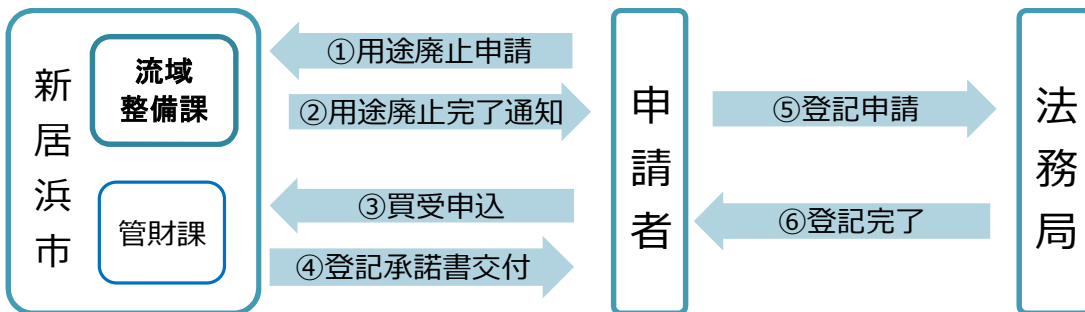
※①については、新居浜市公式ホームページの流域整備課のページからダウンロードできます。

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/ryuiki/houteigai-todokede.html>

用途廃止のながれ

申請書を提出してから用途廃止(買い受け)が完了するまで、通常で3~4か月程度かかります。（下図の①~④）

さらに、表示登記にも日数がかかります。（下図の⑤~⑥）



«問い合わせ先»

新居浜市建設部流域整備課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1263 FAX 0897-65-1276

申請書記入例

第1号様式

令和〇〇年××月△△日

申請書を提出する日を記入してください。

(宛先) 新居浜市長

申請人 住所 **新居浜市一宮町一丁目5番1号**

住所、氏名を記入してください。

氏名 **新居浜男**

法定外公共用財産（**農道・水路**）の用途廃止 について（申請）

「農道」、「水路」、「農道・水路」のいずれかを記入してください。

標記のことについて、下記財産の用途を廃止くださるよう申請いたします。

記

1 用途を廃止しようとする財産の表示

(1) 所在及び地番 **新居浜市一宮町一丁目123番4地先**

(1) 用途廃止をしたい法定外公共物の最寄りの地番を記入し、最後に「地先」を追加してください。

(2) 地目 (台帳)

(現況) **雑種地**

(3) 地積 (台帳) 平方メートル

(実測面積) **12.34**平方メートル

(2)・(3)「台帳」とは土地登記簿のことを指します。法定外公共物は土地登記簿がないため、空欄が基本となります。「現況」には現地の地目、面積を記入してください。

2 用途を廃止しようとする理由

自己所有地と一体利用するため

記入例を参考に記入してください。

3 用途を廃止後の処分方法

新居浜市より買い受ける

記入例を参考に記入してください。

4 その他参考事項

「払い下げる」という表現は使わず、「買い受ける」と記入してください。

その他参考事項があれば、ここに記入してください。

(添付書類)

- 1 位置図（該当地を赤色で表示のこと）
- 2 公図写し（農道は赤色、水路は青色で着色し、申請地を明示すること）
- 3 平面図、丈量求積図（縮尺 1 / 300 以上）及び断面図（縮尺 1 / 50 以上）
- 4 利害関係人（土地改良区、水利組合等）の意見書
- 5 隣接土地所有者承諾書（印鑑証明書原本添付）
- 6 境界確認書
- 7 申請者及び関係者の土地の登記事項証明書（原本）
- 8 代替施設を設置した場合は寄付申込書（第2号様式）をあわせて提出すること
- 9 現況写真
- 10 その他参考資料
- 11 提出書類の部数 3部